

## 第3次鹿児島市男女共同参画計画の素案に関するパブリックコメント手続の実施結果について

1. 意見の募集期間 令和3年12月15日（水）～令和4年1月19日（水）
2. 意見の提出者数（件数） 13人（98件）
3. 意見の対応状況

（単位：件）

項 処理区分	1. 第1章 計画の策定 にあたって	2. 第2章 計画の概要	3. 第3章 計画の内容			4. 第4章 計画の推進	その他	計
			基本目標Ⅰ	基本目標Ⅱ	基本目標Ⅲ			
A. 意見の趣旨等を反映し、計画（案）に盛り込むもの	3	1	2	9	6	1	2	24
B. 意見の趣旨等は、計画（素案）に盛り込み済みのもの	3	2	1	11	9	2	5	33
C. 計画（案）には盛り込まないもの	2	5	0	1	1	0	0	9
D. 具体的な事業の実施にあたり参考とするもの	0	0	6	1	1	0	2	10
E. その他要望・意見等	4	3	4	3	1	3	4	22
計	12	11	13	25	18	6	13	98

## パブリックコメント手続で提出された「意見の対応状況」について（令和3年12月15日～令和4年1月19日実施）

項目	1	計画素案に対する意見
	(1)	第1章 計画の策定にあたって
	(2)	第2章 計画の概要
	(3)	第3章 計画の内容 基本目標Ⅰ
	(4)	第3章 計画の内容 基本目標Ⅱ
	(5)	第3章 計画の内容 基本目標Ⅲ
	(6)	第4章 計画の推進
2	その他の意見	

意見等を受けた人数
13人

## 対応区分別の項目数、件数

対応区分	件数
A. 意見の趣旨等を反映し、計画（案）に盛り込むもの	24
B. 意見の趣旨等は、計画（素案）に盛り込み済みのもの	33
C. 計画（案）には盛り込まないもの	9
D. 具体的な事業の実施にあたり参考とするもの	10
E. その他要望・意見等	22
計	98

番号	項目	市民からの意見等の概要	対応状況	対応区分
1	1 (1)	素案P1の1の6行目「男女共同参画に関する市民意識調査」の中へ（令和2年8月7日～8月28日実施、18歳以上の市民3,000人（無作為抽出）、有効回答者1,178人、回答率39.3%）を追加記載した方が市民に理解できると思う。	ご意見の趣旨を踏まえ、目次のページの下に、「男女共同参画に関する市民意識調査」の詳細については市ホームページをご覧くださいよう注釈を加えます。	A
2	1 (1)	2.計画策定の背景(2)の、「～女性のエンパワーメント、男女平等の達成を目指し～」を「～女性のエンパワーメント、ジェンダー平等の達成を目指し～」に。	ご意見を踏まえ、「2.計画策定の背景(2)国際社会の動き」の文中、「～女性のエンパワーメント、男女平等の達成を目指し～」を「～女性のエンパワーメント、ジェンダー平等の達成を目指し～」に修正します。	A
3	1 (1)	(3)国の動きについて 70年代後半以降の法の制定を追っているが、声なき声が集まり、全世界的な広がり動きをみせた#metoo以降の第4波フェミニズムの勢いについても触れたい。行政主導ではなく、女性たちが声を上げオンラインやフラワーデモなどで繋がりが、性暴力事件では最高裁判決まで揺るがした歴史の大きな一歩を無視はできない。	ご意見の趣旨を踏まえ、「(3)国の動き」の9行目「～制定しました。」の後に、「ここ数年では、被害者や支援団体が声を上げ、性犯罪・性暴力の根絶を求める社会的気運が高まってきており、対策の強化が進められています。」を追加します。	A
4	1 (1)	2.計画策定の背景(5)基本目標Ⅲの、「～健康で安心して暮らすことができるよう、引き続き、環境の整備や～」を「～健康で安心して暮らすことができるよう、引き続き、LGBTマイノリティなど環境の整備や～」に。	ご意見については、現在、性的少数者も含め、誰もが尊厳を持って暮らすことができるよう環境の整備等に取り組んでいるところであり、「基本目標Ⅱ-5 一人ひとりの人権の尊重と自立への支援」の「推進施策(1)多様な人々の安心な暮らしに向けた支援」内に位置づけて、引き続き取り組むこととしております。	B
5	1 (1)	2.計画策定の背景(5)基本目標Ⅲに、「鹿児島市では、令和4年1月から「鹿児島市パートナーシップ宣誓制度」が導入されました。一人ひとりの人権や、多様性が尊重されるようにします。」を追加。	ご意見については、「基本目標Ⅱ-5 一人ひとりの人権の尊重と自立への支援」の「推進施策(1)多様な人々の安心な暮らしに向けた支援」で取り組むこととしております。	B

番号	項目	市民からの意見等の概要	対応状況	対応区分
6	1	(1) 多様化している社会情勢に対し、女性がどのようにして活躍できるか、計画策定についての根拠がどのようなことだというのがわかる。	賛同のご意見として承り、男女共同参画計画の策定・推進に取り組みます。	B
7	1	(1) 2. 計画策定の背景(1)の、「これを契機に、男女共同参画社会の実現を～」を「これを契機に、ジェンダー平等社会の実現を～」に。	国の計画に合わせて、国内施策については「男女共同参画」、国際的なものには「ジェンダー平等」と使い分けております。	C
8	1	(1) 2. 計画策定の背景(5)基本目標Ⅰの、「～引き続き、男女共同参画への理解を促す～」を「～引き続き、ジェンダー平等への理解を促す～」に。	国の計画に合わせて、国内施策については「男女共同参画」、国際的なものには「ジェンダー平等」と使い分けております。	C
9	1	(1) 男女共同参画より男女平等とした方がわかりやすいでしょう。	「男女共同参画社会基本法」制定の際、男女共同参画社会は、男女平等を当然の前提とした上で、さらに各人の個性に基づいて能力を十分に発揮できる機会を保障することをも重要な理念としていること、また、あらゆる分野における女性の参画が極めて重要であることが考慮され、法の中で「男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題」と位置づけております。以上のことを踏まえ、「男女共同参画」という用語を使用しております。	E
10	1	(1) 男女差別はダメですが、男だから出来ること出来ないこと、女だから出来ること出来ないことがあります。また男女関係なく向き、不向き、長所、短所がありますので。	ご意見として承ります。	E
11	1	(1) 少数の保護、多様性の受け入れ等、さもそれが「素晴らしい事」の様に言ってその素晴らしさを強要する、異を唱える方が異常・差別と言われかねない危険な風潮が出来つつある感じがする。	ご意見として承ります。	E
12	1	(1) 男女「平等」が大事で、女性優先のサービスが良い訳でもない。映画レディースデーの安い料金女性だけとか、これは共同参画にはそぐわない。	ご意見として承ります。	E
13	1	(2) 素案P5の「4. 計画の視点」と計画の体系の関係がわかりづらいので、もう少しわかりやすい体系図があったら理解しやすいと思う。	ご意見を踏まえ、7ページの体系図の下に、5つの計画の視点を記載します。	A

番号	項目	市民からの意見等の概要	対応状況	対応区分
14	1	(2) 4p1行目「責任も分かち合い」は互いに自立を促す言葉として適切と思われる	賛同のご意見として承り、男女共同参画計画の策定・推進に取り組みます。	B
15	1	(2) 関係条文を5つに細分化し、わかりやすい視点に置き換え具体的な概要として表現されている。	賛同のご意見として承り、男女共同参画計画の策定・推進に取り組みます。	B
16	1	(2) 1. 基本理念「男女が互いの人権を尊重しつつ責任も分かち合い、～男女共同参画を推進していきます。」を「人権を尊重しつつ責任も分かち合い、～ジェンダー平等を推進していきます。」に。	「1. 基本理念」については、鹿児島市男女共同参画推進条例に基づく表現としております。	C
17	1	(2) 2. 計画の位置づけに「(6)鹿児島市パートナーシップ宣誓制」を追加。	「2. 計画の位置づけ」については、本計画の法的位置づけと、本市のその他計画との関連を記載しているものです。	C
18	1	(2) 4. 計画の視点について、男女共同参画という表現は多様性という国際基準にてらし、ジェンダー平等という表現に変えてください。男女としなくても性別にという表現でいいかと思えます。	国の計画に合わせて、国内施策については「男女共同参画」、国際的なものには「ジェンダー平等」と使い分けております。	C
19	1	(2) 5p 視点4「女性の活躍による地域の活性化」でよいのではないかと。経済活動だけに特化する理由を知りたい。他で学校や地域の活動における女性の活躍を唱っているのでは違和感がある。	少子高齢化による労働力人口の減少が進む中、職業生活における女性活躍の推進は不可欠なものとなっております。女性活躍の推進により地域経済が発展することで、魅力的な地域として優秀な人材の確保・定着につながり、地域全体の活性化にもつながっていくという考えのもと、経済活動に視点を置いております。	C
20	1	(2) 5p 視点5「ジェンダーに基づく暴力を許さない」に違和感がある。第4波フェミニズムの流れは、過去の男女二項対立図式の反省から性的マイノリティや社会的弱者を含んだ運動であるため、「あらゆる暴力を許さない」にしてはどうか。	あらゆる暴力の中でも男女共同参画を阻害するものとして、性別や性自認を理由に向けられる暴力を「ジェンダーに基づく暴力」と表現しております。	C
21	1	(2) 性差のないジェンダー平等社会はとても危険です。例えば女性への兵役は危険で平等や人権が通用しません。部屋も男女混合という所の国もあります。「女性故」に男性より目をおおいたくなる酷い目に遭います。「性差」によって守られている部分は多いです。	ご意見として承ります。	E
22	1	(2) 人権の尊重は、性別にかかわらずなく、社会の支援は平等であれば何の問題もありません。	ご意見として承ります。	E

番号	項目	市民からの意見等の概要	対応状況	対応区分
23	1	(2) あるニュースで「心は女」とウソの供述をして女湯に侵入した男性(48)が書類送検されました。トランスジェンダーを装い悪事をする人間がいます。	ご意見として承ります。	E
24	1	(3) 素案P10の図2のR2年度のみ、%を3ヶ所入れるとわかりやすいと思う。	ご意見を踏まえ、グラフ(図2)に、R2年度の「女性」「男性」「全体」の割合を記載します。	A
25	1	(3) 素案P11の1行目「～子どもの育て方については、約9割が～」は、「～子どもの育て方については、87.4%が～」と調査結果の数字を入れた方が理解できる。	ご意見を踏まえ、「現状と課題」の文章とグラフ(図3)が一致するよう、文章中「約9割」を「87.4%」に修正します。	A
26	1	(3) 男性女性ともに、行動への意識づくりがわかる。	賛同のご意見として承り、男女共同参画計画の策定・推進に取り組みます。	B
27	1	(3) 10p 推進施策(1)①の主な事業として、「男女共同参画情報誌の発行」がどれほど有効であるか検討されたい。例えば毎月市民が目にする「かごしま市民のひろば」などに毎回コーナーを設けるなど、積極的に新しい啓発の手段を提案してほしい。	ご意見については、今後、事業を進めるにあたっての参考とさせていただきます。	D
28	1	(3) 人事課において市職員の旧姓使用とありますが、例えば、報酬を受け取る際に通称では銀行の名義との不一致があり面倒といった声も聴きます。通称として使用することのメリット、デメリットを実際に使う人の感想、意見を調査してみたいかですか。	ご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。	D
29	1	(3) 「施策の方向1 男女共同参画社会の形成に向けた意識改革」において、国連で定めた国際女性デーなど、シャワーのようにテレビ、ラジオの広報活用で効果を図る。	ご意見については、今後、事業を進めるにあたっての参考とさせていただきます。	D
30	1	(3) 「施策の方向2 男女共同参画の意識を高める教育・学習の推進」について、現在の調査も大事ですが、過去の歴史や女性史など学ぶことで温故知新というのを取り入れての教育、学習は効果的と考えます。	ご意見については、今後、事業を進めるにあたっての参考とさせていただきます。	D
31	1	(3) 広報・啓発の面で情報誌を発行することが挙げられていますが、若い世代にはSNS(ツイッター、インスタグラム等)の方が普及しやすいのではないかと思います。インフルエンサー等を活用して、より多くの人に情報を届けられたら良いのではないかと思います。	ご意見については、今後、事業を進めるにあたっての参考とさせていただきます。	D

番号	項目	市民からの意見等の概要	対応状況	対応区分
32	1	(3) 啓発ポスターを作成し、市報（市民のひろば）を通して各家庭に配布するなど、浸透のためのアイデアを募集したらどうでしょうか。啓発活動がセンター内にとどまっていたのでは広がりません。	ご意見については、今後、事業を進めるにあたっての参考とさせていただきます。	D
33	1	(3) 平等というものはタダではありません。コストを払う代わりに恩恵も受けるものです。平等と権利は義務を果たすことによって得られるものです。平等や同権を理由に何かを要求することは、平等や同権を理由に自分自身にも要求が来ることを意味します。何も支払わずに要求することは単なる「優遇」「特別扱い」の要求です。平等の要求は「諸刃の剣」ですから。	ご意見として承ります。	E
34	1	(3) 意識調査に問題があるようです。「男性は仕事、女性は家庭」という考え方に対する質問をすること自体が、性別役割分担を意識させてしまうと思います。もうみんな分かっていることであり、分担意識があるのは高齢男性ぐらいだと思います。	ご意見のあった意識調査については、男女ともに、若い世代も含め、性別役割分担に賛成との回答がみられることから、引き続き調査が必要であると考えております。	E
35	1	(3) SDGs、種の多様性（これは市政出前トークを学び「生物の多様性」を実感しました）、個性ある集団は、様々な環境の変化を乗り越えていける可能性があるようです。	ご意見として承ります。	E
36	1	(3) トランスジェンダーの件に関しては、心の話「内面」は数値化出来ないもので、押し量れない「内面」を悪用して悪質な人間が出てきます。「問答無用で受け入れる」「異論は論外」は極めて危険な風潮です。	ご意見として承ります。	E
37	1	(4) 素案P14及びP17の評価指標の中で、市役所における女性管理職の現況値は、P13では17.9%となっているが実数値は16.5%となっている。どちらが正しいのですか。	17.9%は令和3年4月1日時点、16.5%は令和2年4月1日時点の数値です。ご意見を踏まえ、16.5%に統一します。（P13の文中にある本市に関する他のデータもすべて令和2年度の数値）	A
38	1	(4) 15p「市民みんなで」[市民]の3番目、「女性も自らの能力を磨き、」は女性が自ら能力を磨いていない印象を社会に与えるため不適切であると考えます。能力を磨く差が男女であるのならば、理由をお示しいただきたい。医学部や東京都立高校入試で女子生徒が不利益を得ていた（る）ことなどを例にとっても、機会が均等に与えられていないことが問題ではないのか。	ご意見の趣旨を踏まえ、「女性も自らの能力を磨き、自分の意見をはっきり主張して、社会に参画しましょう。」を「女性も自分の意見をはっきり主張して積極的に社会に参画しましょう。」に修正します。	A
39	1	(4) 素案P16の1行目「～については、4割を超える～」は、「～については、46.0%の～」と調査結果の数字を入れた方が理解できる。	ご意見を踏まえ、「現状と課題」の文章とグラフ（図6）が一致するよう、文章中「4割を超える」を「46.0%」に修正します。	A

番号	項目	市民からの意見等の概要	対応状況	対応区分
40	1	(4) 素案P16の3行目「～については、3割を超える～」は、「～については、35.9%の～」と調査結果の数字を入れた方が理解できる。	ご意見を踏まえ、「現状と課題」の文章とグラフ（図7）が一致するよう、文章中「3割を超える」を「35.9%」に修正します。	A
41	1	(4) 16p 10行目「輝き」に違和感がある。	ご意見の趣旨を踏まえ、基本目標Ⅱ-2の「現状と課題」の文中「男女ともに職場においても家庭においても協力して輝き、」を「男女ともに職場においても家庭においても協力し、」に修正します。	A
42	1	(4) 素案P21の図9の全体は合計100.2%となっているので100%にした方がよい。	ご意見の趣旨を踏まえ、目次のページの下に、四捨五入（小数点第2位）の関係上、合計が100%にならない場合がある旨の注釈を加えます。	A
43	1	(4) 素案P23の4行目「～によると、2割の～」は、「～によると、20.6%の～」と調査結果の数字を入れた方が理解できる。	ご意見を踏まえ、「現状と課題」の文章とグラフ（図1）が一致するよう、文章中「2割」を「20.6%」に修正します。	A
44	1	(4) 素案P23の5行目「～（6ページ図1参照）。」は、「～（9ページ図1参照）。」が正しい。	ご指摘のとおり修正します。	A
45	1	(4) 素案P23の5行目「～について、7割の～」は、「～について、71.8%の～」と調査結果の数字を入れた方が理解できる。	ご意見を踏まえ、「現状と課題」の文章とグラフ（図10）が一致するよう、文章中「7割」を「71.8%」に修正します。	A
46	1	(4) 施策の方向1 女性の参画拡大が進まない理由を調査、分析した上で、目標値に近づけるにはどんな改革が必要か、市民社会や職場で、問題意識を共有すべきです。有用な調査を実施するよう方針に入れてください。	ご意見のあった調査につきましては、「基本目標Ⅰ-1 男女共同参画社会の形成に向けた意識改革」の「推進施策(3)男女共同参画に関する情報の収集と活用」で、調査研究に取り組むこととしております。	B
47	1	(4) 14p 推進施策(2)①について 市議会を傍聴すると当局席はほぼ男性であり、数少ない女性管理職は「こども未来局」など、所属部局にも男女で偏りがあるように思える。女性職員の職域の拡大にあわせ、男性職員の職域拡大も併記してはどうか。	職員の配置においては、これまで男性だったポスト等にも女性の活躍の場を広げており、今後も性別にかかわらず能力に応じた配置を行ってまいります。	B

番号	項目	市民からの意見等の概要	対応状況	対応区分
48	1	(4) 15p「市民みんなで」としているのに、「市民」の欄はなぜ女性ばかりに努力を強いているのか理由をしりたい。例えば「…女性も積極的に立候補し、活躍の場を広げましょう」などにはいかがか。	ご意見については、積極的に社会活動に関わっていくという女性自身の意識や行動の改革も必要であるという考えのもと、個人でできる取組の事例として挙げているものです。 また、女性の活躍の場を広げるために、「市民みんなで」の「事業者等」の欄に、「固定的な男女の役割分担意識や過去の経緯を見直し、方針決定過程への女性登用に努めましょう。」と記載しております。	B
49	1	(4) 「市民みんなで」の「市民」女性も自らの能力を磨き～となっていますが、意見を主張しない男性もいるので、性別は関係ないと思います。個人の問題ではなく、女性に場が与えられないことが問題だと思います。	ご意見については、「基本目標Ⅱ-1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大」の「推進施策(1)審議会等への女性の参画推進」で、目標値を定め女性委員の参画促進に取り組むほか、「推進施策(2)女性の能力開発と人材育成の支援」で、男性優位の組織運営を見直す意識啓発等に取り組むこととしております。	B
50	1	(4) 17p (2)「女性の就業支援」に〈保育施設の充実〉がないのはなぜか。	ご意見については、「基本目標Ⅱ-3 ワーク・ライフ・バランスの推進」の「推進施策(3)家庭生活等の支援」で、多様な働き方に対応した子育て支援や子育て世帯への経済的支援に取り組むこととしております。	B
51	1	(4) ジェンダーの主流化のためには、思い切った事業も必要かと思われます。例えば、市の入札業者、指定管理者などに対しては、一定のジェンダー目標の達成度を設けるなど。	ご意見については、「基本目標Ⅱ-2 働く場における男女共同参画と女性活躍の推進」の「推進施策(3)事業所の女性活躍の取組支援」で、女性活躍推進に積極的に取り組む企業の公共調達等における優遇措置の導入について研究を行うこととしております。	B
52	1	(4) 「市民みんなで」の欄で、女性に声をあげましょう、意見を言いましょうなどの呼びかけがありますが、声を上げて嫌な思いをしたマイナスの経験が、女性の活躍を阻んでいるのが実情と考えられます。まずは力を持たされている男性側の意識を変えることを優先し、女性の後押しをできる男性を一人でも多く増やす働きかけが必要だと思います。	ご意見については、現在、経営者・管理職の意識改革に取り組んでいるところで、「基本目標Ⅱ-2 働く場における男女共同参画と女性活躍の推進」内に位置づけて、引き続き取り組むこととしております。	B
53	1	(4) ワーク・ライフ・バランスの意識啓発②において、男性が家事、育児、介護に積極的に参画するには、男女両方の意識改革が必要だと思うので、パートナー、夫婦同士で参加できるイベントなどあればより意識改革が進むと思いました。	ご意見については、現在、パートナーや夫婦同士でも参加できる各種イベントを実施しており、「基本目標Ⅱ-3 ワーク・ライフ・バランスの推進」の「推進施策(1)ワーク・ライフ・バランスの意識啓発」内に位置づけて、引き続き取り組むこととしております。	B
54	1	(4) 22p 推進施策(2)の主な事業はそれだけか。普段から防災訓練において女性にどのような活躍ができるのか啓発・講習会をするなど、市民が参加できる具体策を追加されたい。	事業数が多いため主な事業だけを掲載しているものであり、基本目標Ⅱ-4-(2)には、女性視点からの防災対策に関する啓発も含んでおります。 なお、ご意見のあった具体策については今後の取組の参考とさせていただきます。	B
55	1	(4) 24p 推進施策の担当課に学校教育課が入っていない理由を知りたい。	事業数が多いため主な事業だけを掲載しているものであり、基本目標Ⅱ-5-(1)には、学校教育課も担当課として入っております。	B

番号	項目	市民からの意見等の概要	対応状況	対応区分
56	1	(4) 女性が活躍する委員等への目標が数値で比較できるので、理解しやすい。	賛同のご意見として承り、男女共同参画計画の策定・推進に取り組みます。	B
57	1	(4) 素案P14の評価指標の市の審議会等における女性委員の割合は、R13目標値40.0%以上で、60.0%以下は必要ないと思う。	ご意見のあった「市の審議会等における女性委員の割合」については、国の第5次男女共同参画基本計画の成果目標（40%以上、60%以下）を基に設定しており、女性に偏りすぎることがないように60%という上限を設けることは必要であると考えております。	C
58	1	(4) ジェンダーギャップ指数をグローバルな視点から読み解き、考え諸外国に学びヒントを得る。情報提供をする。	ご意見については、今後、事業を進めるにあたっての参考とさせていただきます。	D
59	1	(4) 男女が共に活やくする機会は大事ですが、「男だから」「女だから」この性差によって守られていることを忘れずに。	ご意見として承ります。	E
60	1	(4) 不当な差別や冷遇は是正されるべきですが、不当な差別や冷遇をしていない大多数・多数派まで巻き込むのはおかしいです。10%の人たちの問題を90%全員の問題としてしまうのはおかしい。	ご意見として承ります。	E
61	1	(4) 男女共同参画は大事だが、過度の女性優先化はまた別問題。レディースデーの映画等、女性だけが得するサービスは男女共同参画とは別。	ご意見として承ります。	E
62	1	(5) 素案P26の中で、「2020（令和2）年度の市民意識調査によると、DVに対する考え方として、4割の人が～」は、「～DVに対する考え方（図12）として、40.9%の人が～」として市民意識調査の数字にした方がよい。 下へ図12としてDVに対する考え方のグラフを記載した方がわかりやすい。	ご意見を踏まえ、「DVに対する考え方（暴力をふるわれる方にも問題がある）」に関するグラフを追加し、「現状と課題」の文章とグラフが一致するよう、文章中「4割」を「40.9%」に修正します。	A
63	1	(5) 下の図11の左側の数字の単位：人を記載した方がよい。	ご意見を踏まえ、図11の縦軸（相談件数）の単位「件」を記載します。	A

番号	項目	市民からの意見等の概要	対応状況	対応区分
64	1 (5)	推進施策(1)にDV防止に向けた意識啓発の強化（DV予防教育の充実など）が入っているのに、SDGsのアイコンの「4. 質の高い教育をみんなに」が対応するのではと思われまます。ご検討いただけましたら幸いです。	ご意見を踏まえ、「基本目標Ⅲ-1-(1)DV防止に向けた意識啓発の強化」にSDGsのゴール4（質の高い教育をみんなに）を追加します。	A
65	1 (5)	26ページの「現状と課題」に記載があるように、DVが起きている家庭では、子どもに対しても暴力が振るわれている可能性が高く、虐待は子どものこころとからだの成長にさまざまな影響を及ぼし、DVが世代間連鎖につながる可能性もあり、DV被害者と虐待されている子どもの一体的、専門的な支援が必要とされているところです。 令和4年4月1日には鹿児島市にも「子ども家庭総合支援拠点」が設置されると聞いています。このことから29ページの「DV被害者を支援する関係機関の連携」における「自立支援」の「子どもへの支援」の欄に「鹿児島市子ども家庭総合支援拠点（仮称）」等の記載の追加を提案します。	ご意見を踏まえ、29ページの「DV被害者を支援する関係機関の連携」における「自立支援」の「子どもへの支援」の欄に担当部署名を追記します。	A
66	1 (5)	児童虐待の防止等に関する法律第六条（児童虐待に係る通告）に、「児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。」とされています。 このことから、P30下から5行目「子どもの虐待に気付いたら、児童相談所や地区の民生委員に知らせましょう。」について、「子どもの虐待に気付いたら、市役所や児童相談所、地区の民生委員に知らせましょう。」に修正を提案します。	ご意見を踏まえ、30ページ「市民みんなで」－「市民」の3番目「子どもの虐待に気付いたら、児童相談所や地区の民生委員に知らせましょう。」を「子どもの虐待に気付いたら、市役所や児童相談所、地区の民生委員に知らせましょう。」に修正します。	A
67	1 (5)	30p「市民みんなで」「事業者等」の「相談窓口を設置しましょう」を「相談窓口を設置し、積極的に解決に取り組みましょう」にしてはいかがか。	ご意見の趣旨を踏まえ、「セクシュアル・ハラスメント等に関する相談窓口を設置しましょう。」を「セクシュアル・ハラスメント等に関する相談窓口を設置し、相談内容や状況に応じ解決に取り組みましょう。」に修正します。	A
68	1 (5)	「現状と課題」身体的な暴力はなくても、酒の力を借りての妻への暴言に耐えかねている女性は多くいます。隠れDVとも言えます。男性の意識改革を促す方法はないでしょうか。	ご意見については、「基本目標Ⅲ-1 配偶者等からの暴力防止及び被害者支援」の「推進施策(1)DV防止に向けた意識啓発の強化」で取り組むこととしており、各種広報媒体を効果的に活用した情報発信に努めてまいります。	B
69	1 (5)	学校での「デートDV」をしっかりと学習してもらい暴力防止を学ぶことが基本だと思います。	ご意見については、「基本目標Ⅲ-1 配偶者等からの暴力防止及び被害者支援」の「推進施策(1)DV防止に向けた意識啓発の強化」で、子ども・若者へのDV予防教育に取り組むこととしております。	B

番号	項目	市民からの意見等の概要	対応状況	対応区分
70	1	(5) 27p 推進施策(1)②担当課に学校教育課を追加してはどうか。DV防止はもちろん、DV被害を受けている子どもや生徒の救済にもつながる可能性があるため、学校との密な連携をはかっていただきたい。	「基本目標Ⅲ-1-(1)②子ども・若者へのDV予防教育」には、学校における人権教育の推進（学校教育課）を含んでおります。また、ご意見のあった学校との連携につきましては、引き続き取り組んでまいります。	B
71	1	(5) DV教育は保体科等、義務教育の範囲でやるべき。	ご意見については、現在、性に関する指導推進事業や中学生向けのデートDV講演会等を通して実施しているところであり、「基本目標Ⅲ-1 配偶者等からの暴力防止及び被害者支援」の「推進施策(1)DV防止に向けた意識啓発の強化」内に位置づけて、引き続き取り組むこととしております。	B
72	1	(5) 若い世代においても、パートナーの行動をDVと気づかず悩む人が多いと思うので、子ども・若者への予防教育をぜひ進めてほしいです。身体的暴力だけがDVと思っている人も多いため、言葉やストーリー行為などもDVということを理解させることが大切だと思います。	ご意見については、現在、各種広報媒体やイベント等で啓発に取り組んでいるところであり、「基本目標Ⅲ-1 配偶者等からの暴力根絶に向けた対策の推進」の「推進施策(1)DV防止に向けた意識啓発の強化」内に位置づけて、引き続き取り組むこととしております。	B
73	1	(5) 相談員は専門性が求められるので、継続した支援と雇用が必要です。	ご意見については、「基本目標Ⅲ-1 配偶者等からの暴力防止及び被害者支援」の「推進施策(2)相談体制と被害支援の充実」で取り組むこととしており、相談員の資質の向上に努めてまいります。	B
74	1	(5) 28p「市民みんなで」「市民」に、加害者に向けた呼びかけが必要ではないか。	「DVは人権侵害であるという意識を深めましょう。」「DVについて正しい知識を持ち、被害者にも加害者にもならないようにしましょう。」には、加害者に向けた呼びかけも含んでおります。	B
75	1	(5) DV防止等への意識の啓発など、わかりやすく表現されている。	賛同のご意見として承り、男女共同参画計画の策定・推進に取り組めます。	B
76	1	(5) DVが犯罪という意識は高まってきましたが、どこに相談すればいいのか、まだ浸透していないので、ポスターなど掲示は必要です。	ご意見については、「基本目標Ⅲ-1 配偶者等からの暴力防止及び被害者支援」の「推進施策(1)DV防止に向けた意識啓発の強化」で取り組むこととしており、各種広報媒体を効果的に活用した情報発信に努めてまいります。	B
77	1	(5) 推進施策(2)相談、(3)連携はSDGsアイコン「17. パートナーシップで目標を達成しよう」にも該当するのではないかと考えられました。ご検討いただけましたら幸いです。	ご意見のあったSDGsのゴールにつきましては、関連性を考慮し主なものだけを記載しているところでございます。	C

番号	項目	市民からの意見等の概要	対応状況	対応区分
78	1	(5) (2)の②相談員の資質の向上について、相談員が期限付雇用では経験の蓄積が活かされません。安定した正規雇用が必要です。	ご意見については、今後、事業を進めるにあたっての参考とさせていただきます。	D
79	1	(5) DV加害者は厳しく、監視や牽制をしないといけません。また女性の方は男性を観る目を養う必要があります。変な男を選ばないようにするためです。	ご意見として承ります。	E
80	1	(6) 素案P33「5.計画の進行管理」の中へ、男女共同参画推進課において、本計画の施策の実効性を上げるためPDCAサイクルに基づき、各項目毎に適切な進行管理を実施する旨を記載するようにした方が理解できる。	ご意見を踏まえ、PDCAサイクルに基づく計画の進行管理について盛り込みます。	A
81	1	(6) 学校教育や社会教育との連携が欠落。	ご意見については、推進体制の中に教育機関も含まれており、連携して取り組んでいるところでございます。また、「基本目標 I-2 男女共同参画の意識を高める教育・学習の推進」で、「推進施策(2)学校等での男女共同参画の推進」及び「推進施策(3)生涯にわたる学習機会の充実」に、引き続き取り組むこととしております。	B
82	1	(6) 各組織の関りが見やすく図示され、今後の活動等に非常に役立つ。	賛同のご意見として承り、男女共同参画計画の策定・推進に取り組めます。	B
83	1	(6) 徹底したジェンダー平等の行き着く先は不平等、悲惨な結果になります。	ご意見として承ります。	E
84	1	(6) ミサンドリスト・ミソジニーに要注意。エセフェミニストも。滅茶苦茶な理屈を並べて男女を叩く、自己満足で動くミサンドリストノイジーマイノリティが幅を利かせてはダメです。	ご意見として承ります。	E
85	1	(6) 極少数の人や被害者を基準にルール、法律を作ると世の中が狂いおかしくなります。	ご意見として承ります。	E

番号	項目	市民からの意見等の概要	対応状況	対応区分	
86	2	—	非正規雇用労働者や世界経済フォーラム、意識改革プログラム、応援プログラム、ライフステージ、特定事業主行動計画、キャリアアップ、グローバル・パートナーシップ、セーフティネット、ウィズコロナ・アフターコロナなどの文言がわからないので用語解説に記載してもらいたい。	ご意見については、分かりにくいと考えられる言葉などがないか、改めて精査したうえで、必要に応じて用語解説に追記し、市民にとって分かりやすい計画となるよう努めてまいります。	A
87	2	—	用語解説にパートナーシップ、女子差別撤廃条約選択議定書、国際女性デー、ガラスの天井など要望です。	ご意見については、分かりにくいと考えられる言葉などがないか、改めて精査したうえで、必要に応じて用語解説に追記し、市民にとって分かりやすい計画となるよう努めてまいります。	A
88	2	—	私は大学生なのですが、大学の授業内でも男女共同参画のことを考える機会があれば、より意識が広がるのではないかと思います。	ご意見については、現在、大学からの依頼を受けて、男女共同参画推進課の職員を講師として派遣しているところであり、「基本目標 I-2 男女共同参画の意識を高める教育・学習の推進」の「推進施策(2)学校等での男女共同参画教育の推進」内に位置づけ、引き続き取り組むこととしております。	B
89	2	—	男女共同参画センターは粘り強くジェンダー平等の視点で取り組んでいらっしゃると思い敬意を表します。市民の目から感じるのは生涯学習との連携、生涯学習でジェンダー平等の浸透の度合いが気になります。	ご意見については、「基本目標 I-2 男女共同参画の意識を高める教育・学習の推進」の「推進施策(3)生涯にわたる学習機会の充実」で取り組むこととしております。	B
90	2	—	第2次まででは理解しにくかった部分が、最新の情勢に応じた表現等で頭に入りやすい内容となっている。	賛同のご意見として承り、男女共同参画計画の策定・推進に取り組めます。	B
91	2	—	男女のお互いが立場や環境が違うなかでも尊重し、また、協力しあえるべき雰囲気づくりを、まずは率先して取り組んでいきたいと思った。	賛同のご意見として承り、男女共同参画計画の策定・推進に取り組めます。	B
92	2	—	第2次鹿児島市男女共同参画計画の大幅な見直しとなっております。中でも、SDGs（持続可能な目標達成）とリンクさせた策定は、現在の社会背景をとらえられ、目標にもマッチし、素晴らしいものになっていると思います。	賛同のご意見として承り、男女共同参画計画の策定・推進に取り組めます。	B
93	2	—	情報誌がどれほど市民に浸透し、効果を発揮しているか疑問がある。若い世代に直接届くような、ネットの活用やオンライン配信なども検討されたい。	ご意見については、今後、事業を進めるにあたっての参考とさせていただきます。	D

番号	項目	市民からの意見等の概要	対応状況	対応区分	
94	2	—	市主催のあらゆる講座・研修の始まりで、ジェンダーバイアスやアンコンシャスバイアスのワンポイントレクチャー（1～2分で話せるもの）を入れ込むことにするなど、ジェンダーに関係のない場でも、短時間でもジェンダーの話題に触れさせるようにしてはいかがでしょうか。	ご意見については、今後、事業を進めるにあたっての参考とさせていただきます。	D
95	2	—	ホームレスの男性のためのシェルターは聞いたことがありますが、DV被害者、女性用シェルターが鹿児島市にないと聞いています。「ジェンダーに基づく暴力を許さない社会の実現」のため早く考えてほしいです。	ご意見のあったDV被害者、女性用シェルターについては、県で対応しており、また、市内の民間シェルターでの受け入れもあるところです。	E
96	2	—	千葉県松戸市のvtuberさんは松戸市のためにがんばっている立派な方です。しかしフェミニスト団体の圧力・妨害がありました。理由は「キャラクターを性的な対象として描いている」からだと言います。あげくの果てには抗議や削除要請をしておいて反撃をしたら「削除した奴が悪い」とヒドいです。悪質です。フェミ団体が女性の活やくと機会を奪っているのです。	ご意見として承ります。	E
97	2	—	男女共同参画センターという名称も男女平等センター、ジェンダー平等センターなど変更も検討すべきなのではないでしょうか。	ご意見として承ります。	E
98	2	—	少数派の人たちの問題は個別で解消、対処でも十分足ります。アウティングと言った話もありますが、それはアウティングを強要した側が責められる話であり、「社会全体の問題」にするのは度が超えています。全員を巻き込んだルール・法整備を行おうとする流れ。そしてそれに「違和感を持つ」行為自体までNGは嫌です。弱者ポジションの悪用には要注意です。	ご意見として承ります。	E